

「歯科技工士の働き方改革セミナー」

下江幸司

2018年6月29日、参議院本議会で「働き方改革の総合的かつ継続的な推進」「長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現等」「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」の3つを柱とする「働き方改革関連法案」が可決・成立しました。これに伴い労働基準法、労働安全衛生法等主要な労働関係法8つの法律が改正され、平成31年4月から順次施行されています。労働時間の上限規制（時間外労働の上限が月45時間、年360時間）や有給休暇の取得義務化（年10日以上の有給休暇が付与される労働者に対して、必ず年に5日以上の有給休暇を取得させる）など、我々歯科技工士にとって大事な法律改正です。

今回のセミナーでは、法律改正された内容説明を中心に、雇用者と労働者が良い関係を保つことができるために必要な労使契約のあり方や、日本歯科技工士会が学生さんに配布しております就活用パンフレット、「就活中のみなさん 労働条件は確認しあわなければなりません!」のご説明もさせていただきます。このパンフレットは、労働者のためだけではなく雇用者が遵守すべき内容を記載しておりますので、雇用者の方は是非受講してください。雇用関係の助成金等のご紹介もさせていただきます。また、若い歯科技工士さんや女性歯科技工士さんにも参加いただいて、一緒に働きやすい職場環境を考えていければと思います。

若い歯科技工士がこの業界に明るい未来を持てるように、歯科技工業界を皆様とともに考えていきたいと思っております。

「歯科技工士が知っておくべき 診療報酬点数のしくみ」

松井哲也

年々減少する就業歯科技工士と年齢構成の高齢化、消費税増税、さらに2020年4月からの本格的な「働き方改革法」施行に伴い、個人、法人を問わず業界を挙げて労働環境の改善を行わなければ、国民に良質な歯科補綴物の提供は担保できません。

本講演では、適正な歯科技工料金での委託・受託が行われるため、製作を委託する側の歯科医療機関と歯科補綴物等に関する保険点数のしくみ等について共通認識をもつことを目的にしています。

このため診療報酬点数のしくみを、個々の症例を挙げながら解説するとともに、皆さんの質問にもお答えしながら、さらに理解を深めていきたいと考えています。